

白紙余談

第一種電気工事士技能試験の要件緩和がもたらす前向きの波及効果

◇2週前の本紙(3187号)『業界ザッピング』欄でも触れたが、今年4月1日以降に第一種電気工事士免状の交付申請を行う人は、合格者に必要とされる実務経験が従来の「3年以上／大学・高専電気工学系卒」「5年以上／それ以外」としていた規定が改められ、学卒等の条件なしで一律「3年以上」へと短縮される制度改正(2月10日経産省発表)が行われ、すでに施行されている。

◇この新たな制度下でさつそく第一種電気工事士免状の交付申請を行う対象者となるのが、今年1月29日発表「令和2年度第二種電気工事士技能試験」に合格した人たちだ(試験は昨年12月20日実施)。

◇さらに令和元年度、平成30年度、平成29年度の第一種電気工事士技能試験合格者のうち、電気工学系の大学・高専卒業生以外の合格者で、実務経験が五年に満たないため交付申請のできなかった人たちも、3年以上の実務経験を満たすことになるため、当初の予定より少し前倒しの免状交付申請を行えることになった。

◇早々と合格したのに免状の交付申請ができず「待たされていた人たち」にしてみれば、多少の不満も生じるかもしれない。しかし、第二種電気工事士の交付申請の要件が緩和されることは、業界全体の視点で見れば、やはり一歩も二歩も前進の改革といえる。

◇ご承知のようにこの要件緩和は、全日本電気工業業組合連合会(全日電工連)を中心に、以前から国に要望し続けてきた業界の「懸案」だった。全日電工連は「要件緩和」を希望する背景として、近年の電気工事士に求められる技術水準の幅と質が、年々高まってきていることをまず挙げてきた。日進月歩ともいえるべき電化社会の深化に付随して、実際、電気工事士に求められる技術水準は高まるばかりだ。それは第一種電気工事士技能試験への出題内容が、年々高度化していること自体が如実に証明している。二昔前、二昔前に比べると、合格者に求められる技術水準は、ずいぶん高度になっているのだ。

◇つまり、そのように高度化する一方の技能試験に合格するだけの技術

力を、現代の電気工事士の水準は備えている。専門課程を修了した学卒者であろうとなかろうと、第二種電気工事士に許される「500kw未満の自家用電気工作物」に携わる「現場技術者」としての技量は、みな十分に備えているはずなのだ。

◇加えて、近年は動画による技術の錬磨が可能で、現場での錬磨と合わせれば、常に最新技術の習得を図ることができるよう。さらに各種機器や工具の高度化、作業環境の効率性や快適性の向上など、現場作業の合理化も日進月歩に進んでいる。もともとかつてない技術水準をクリアし、誕生している現代の第一種電気工事士技能試験合格者にとつて、せつかく合格したのに2年間も申請まで我慢しなければならぬ状況があったのは、まことに不合理だったといえる。

◇そうした不合理性がかなりの部分で解消されることになる今回の改正は、ひいては若者たちの電気工事士に対する関心や興味を高める意味でも、効果があるはずだ。これからの推移を注目したい。(E)